

地方自治法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条の二の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（障害者支援施設等に準ずる者の認定）</p> <p>第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の二の三の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の二の三中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p> <p>（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定）</p> <p>第二十二条 地方自治法施行規則第十二条の三の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の三第一項、第三項及び第四項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p> <p>（学識経験者への意見の聴取）</p> <p>第二十三条 地方自治法施行規則第十二条の四の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項（令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第</p>	<p>（新設）</p> <p>第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の三の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の三第一項、第三項及び第四項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p> <p>（学識経験者への意見の聴取）</p> <p>第二十二条 地方自治法施行規則第十二条の四の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項（令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第</p>

百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴く場合について準用する。この場合において、同規則第十二条の四中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る歳入歳出外現金及び有価証券）

第二十四条 地方自治法施行規則第十二条の五第一号及び第二号の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百六十八条の七第一項の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第十二条の五第一号中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る措置請求書の様式）

第二十五条 令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書の様式は、第十三号様式のとおりとする。

百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴く場合について準用する。この場合において、同規則第十二条の四中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る歳入歳出外現金及び有価証券）

第二十三条 地方自治法施行規則第十二条の五第一号及び第二号の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百六十八条の七第一項の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第十二条の五第一号中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る措置請求書の様式）

第二十四条 令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書の様式は、第十三号様式のとおりとする。